

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社と当社の連結子会社からなる当社グループは「開かれた透明性のある企業」、「社会の負託に応えられる企業」、「働きがいのある企業」、「環境に配慮した企業」の経営理念を共有し、株主、債権者、取引先、顧客、地域社会、従業員等のステークホルダーに対応する為、コーポレート・ガバナンスの構築に鋭意取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社は、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識していますが、現状に於いて機関海外株主が少ないので、英訳をしていません。今後の株主動向等を踏まえ検討してゆきます。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主名簿上に記載または記録されている者が株主総会において議決権の行使等が行えるとしています。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてゆきます。

【補充原則3-1-2】

当社は、現時点では海外投資家比率が約1%ですので、当社の株主構成を踏まえ、一部英語版の当社ウェブサイトを開発しています。

【補充原則4-2-1】

当社経営陣の報酬は、月額及び業績等に連動した賞与からなっていますが、例えばストックオプション等の中長期的な業績と連動する報酬については現在設定していません。
持続的な成長に向けた、健全なインセンティブの一つとして機能するような当社経営陣の報酬設定については、当社にとって最も適切な方法についての検討を今後行ってゆきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」を策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。

<http://www.tocos-j.co.jp/ir/corporate/corporate.pdf>

【原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

当社は、経営理念として「開かれた透明性のある企業」「社会の負託に応えられる企業」「働きがいのある企業」「環境に配慮した企業」となることを当社ウェブサイトで開催しています。

【原則2-2 会社の行動準則の策定・実践】

当社は、行動準則として『安心していただける「品質の追及」を』『感謝していただける「価格の実現」を』『信頼していただける「納期の確保」を』を当社ウェブサイトで開催するとともに、社員一人ひとりに広く浸透させています。

【補充原則2-3-1】

当社取締役会は、サステナビリティを巡る課題への対応は重要なリスク管理の一環であるとの認識のもと次の行動指針に従って環境保全活動を推進しています。

《環境方針に関する行動指針》

1. 環境保全への継続的改善及び汚染予防を推進する。
2. 環境側面より適用する環境関連法律・規制及び協定並びに同意するその他の要求事項を遵守する。
3. 次の事項について目的及び目標を設定して、実施及び評価するとともに定期的に見直しを行う。
 - ① 製品及び部品の輸送に関わる環境負荷の低減を推進する。
 - ② 製品及び部品の適正在庫管理により、資源消費抑制を推進する。
 - ③ 環境に配慮した製品設計への取り組みを推進する。
 - ④ 不良低減による資源消費のロスを抑制する。
 - ⑤ 自社製品の環境情報を適確に顧客へと展開する。
4. 全従業員及び常駐する社外の者に対し、環境方針を理解できるよう啓蒙・教育を行い、環境保全活動の維持を図る。
5. この環境方針は、ウェブサイト等を通じて社外に公開する。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (i) 当社は、経営理念、経営戦略を当社ウェブサイトや株主総会招集ご通知で開示しています。経営計画を策定し、その実現に向けて積極的に業務を推進していますが、経営環境の大きな変化を踏まえ、2017年度を初年度とするローリング方式による3か年中期経営計画(Endeavor to the next 2019)を、当社ウェブサイト等で開示しています。
- (ii) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。
- (iii) 取締役の報酬については、公正かつ適正に定めることとしており、役職、職責により月額固定給としています。具体的な報酬額は、株主総会で承認された取締役報酬額の範囲内において指名報酬委員会にて原案を作成し、取締役(監査等委員である者を除く)については取締役会で決定しています。監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議によって定めています。
- (iv) 当社取締役会が経営陣幹部の選定を行うにあたっては、役割に応じた必要な能力・経験・識見・人格を検討し、各取締役の互選で決定しています。取締役(監査等委員である者を除く)候補者は株主からの経営の付託に応えるため、監査等委員候補者は、経営者に対する監査に係る株主からの付託に応えるため、必要な能力・経験・識見・人格を有する人材を指名報酬委員会が候補者の原案を作成し、取締役会に、(監査等委員候補者は事前に監査等委員会の同意を得て)提案し決定しています。
- (v) 取締役候補者すべての選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1-2】

当社は、ローリング方式による中期経営計画を策定し、その目標達成に向け、グループ全体で経営戦略の遂行に取り組んでいます。また、経営環境の大きな変化を踏まえ、随時実現に向けて最善の努力を行うとともに原因分析し、次期以降の計画に反映させます。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を3名選任しています。当社としては、会社の規模、事業特性を勘案して、しばらくはこの体制で行う方針であります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現状の当社の取締役会は、経営に精通した取締役、「生産本部」「営業本部」「管理本部」の各事業分野に精通した業務執行取締役と監査等委員で構成されており、また執行役員2名は生産本部の業務執行を補佐しています。今後についても取締役会をバランスよく構成するための人選を致します。

現状の当社の監査等委員会は、コンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した弁護士である監査等委員1名と企業経営、監査業務に精通した社外監査等委員2名と業界社内事情に精通した監査等委員1名で構成され、そのうち1名は長い実務経験から財務・会計に関する豊富な知識を有しています。今後についても最低1名は財務・会計に関する適切な知見を有している者とします。また、取締役の相互評価による評価結果の確認等を通じ、取締役会の分析や機能向上に努めています。

【補充原則4-11-1】

現在は取締役会出席者11名中3名が、当社が定めた独立性に関する基準を満たす独立社外取締役であり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっています。現在の当社取締役会は、各事業、あるいは会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を実行している業務執行取締役と、人格・識見に優れ、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されています。

今後についても、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めてゆきます。更に、監査等委員には財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任することとしています。

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は、今期から各取締役が自己評価を行い、この自己評価を元に全取締役が評価した結果を開示することで、取締役会全体の実効性を高めております。

【補充原則4-12-1】

取締役会は、月1回の頻度で開催し、年間開催スケジュールを取締役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保しています。

取締役会の開催通知及び必要資料は事前に配布されています。

取締役会に上程される事項は、原則として週1回開催される役員連絡会及び月1回開催される経営会議・投資委員会で審議し、審議項目を適切に設定するとともに、審議に必要な時間を確保しております。審議項目が多い場合や緊急を要する場合は、各取締役のスケジュールを調整したうえで、臨時取締役会を開催して審議時間を確保しています。

また、社外取締役は必要に応じてそれらの会議に出席するなどして、必要な事前準備の機会を提供しています。

【原則4-13 情報入手と支援体制】

取締役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。

取締役については、取締役会事務局である総務部が中心となり、その支援を行っています。監査等委員については、総務部・企画部に加え補助使用人がその支援を行っています。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役の全員を対象として最低年1回研修を行い、取締役の知識や能力の向上を図っています。

また、取締役及び各執行役員に対しては新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入(日本監査役協会等)及び人的ネットワーク(異業種交流)への参加を推奨するとともに、その費用については、取締役及び執行役員の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しています。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役及び執行役員の全員を対象とした研修会を最低年1回、それぞれ実施するプログラムを設けています。取締役及び各執行役員に対しては新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入(日本監査役協会等)及び人的ネットワーク(異業種交流)への参加を推奨しています。

【基本原則5】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。

そのため、社長自らが説明すると同時にIR担当役員を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家からの取材にも積極的に応じています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当役員を選任するとともに、総務部がIR担当部署として、株主との対話(面談)を行っています。株主や投資家に対しては、決算発表時に社長自らが決算説明会を四半期に1回開催しています。

【補充原則5-1-1】

当社は、株主との対話(面談)の対応は、総務部のIR担当者にて行っています。

また、株主の希望や面談を行う株主の所有株式数に応じて、社長やIR担当役員が面談やインタビューに対応しています。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、ローリング方式による中期経営計画を策定し、その目標達成に向けグループ全体で取り組んでいます。一方、中期経営計画では、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のための経営資源の配分等について株主に説明します。2017年度を初年度とする現在の中期経営計画(Endeavor to the next 2019)は、今年3月より当社Webサイトに開示しました。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
コスモス取引先持株会	738,000	4.71
三菱商事(株)	690,000	4.40
セコム損害保険(株)	476,000	3.03
(株)三菱東京UFJ銀行	432,000	2.75
(株)岡三証券グループ	400,000	2.55
日本証券金融(株)	348,000	2.22
コスモス持株会	226,000	1.44
丸 康夫	217,000	1.38
株式会社 リそな銀行	216,000	1.37
清水 利夫	170,000	1.08

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
飯嶋正明	他の会社の出身者													
小野正典	弁護士													
北野雅教	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯嶋正明	○	○	当社との取引がないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。	(社外監査役選任理由) 飯嶋正明氏は、大手製靴会社の常務取締役等を経験されていることから財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあり、かつこれらの豊富な知識・経験と高い識見を当社の監査体制の強化に活かしていただ

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
飯嶋正明	他の会社の出身者													
小野正典	弁護士													
北野雅教	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯嶋正明	○	○	当社との取引がないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 取引所が示した基準にも該当しておりません。	(社外監査役選任理由) 飯嶋正明氏は、大手製靴会社の常務取締役等を経験されていることから財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあり、かつこれらの豊富な知識・経験と高い識見を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役に選任しております。 (独立役員指定理由) 東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
				(社外取締役選任理由)

小野正典	○	○	当社との取引がないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 取引所が示した基準にも該当しておりません。	小野正典氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあります。同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業会社全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。このことにより、取締役会の透明性の向上および監査機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。 (独立役員指定理由) 東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
北野雅教	○	○	当社との取引がないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 取引所が示した基準にも該当しておりません。	(社外取締役選任理由) 北野雅教氏は、大手商事会社に勤務され、プラスチック加工メーカーの監査役を経験されていることから豊富な知識・経験及び経営に対する高い識見を有しております。特に、当社グループで比重が高まっている中国ビジネスについては、大手商事会社中国関連会社の総経理等を歴任され豊富な知識・経験を有しております。同氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあり、かつこれらの豊富な知識・経験及び高い識見を当社の監査体制の強化に活かしていただきたい、社外監査役に選任しております。 (独立役員指定理由) 東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の社外取締役は3名で、いずれも監査等委員であります。
3名の社外取締役は、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないことから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
社外取締役の選任にあたっては、候補者の有する専門性および会社法に規定する要件などを勘案して候補者としております。なお、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準を、当社ウェブ、サイト上で開示しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査等委員と会計監査人の連携状況)

監査等委員は、事業年度初めに、会計監査人より年度監査計画書及び当期監査日程の説明を受け、定期的な会合のほか、適宜意見交換を行い会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。計算書類の受領時は定期会合を持ち、必要に応じて監査の方法等について打ち合わせを持ってあります。また、往査の結果については監査等委員会で確認を行っております。

(監査等委員と内部監査部門の連携状況)

経営目的に照らして、経営及び業務内容の活動と制度を公正な立場で評価、指摘、指導する機能を持つ監査室を設けております。監査室は、年間内部監査計画に基づき業務監査を実施し、内部監査の結果は監査等委員会にも報告され、監査役監査との連携を図っております。

(会計監査人と内部監査部門の連携状況)

会計監査人は、監査室が行った内部監査の内容や、監査結果の閲覧、ヒアリング、監査室担当者との意見交換等により会社の実態を把握し、会計監査業務の補完を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会と報酬委員会は同時メンバーで構成された同一の委員会です。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の規模、現状等総合的に判断してその時期ではないと考えています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものは存在しないため記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬については、公平かつ適正に定めることを目的として指名報酬委員会において役職、職責及び評価に基づき提案されております。なお、取締役へのインセンティブ付与に関する施策については、会社の規模・現況等総合的に判断してその時期ではないと考えております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には月1回の取締役会、並びに監査等委員会に出席できるよう、5日前の招集通知の発送だけでなく会社の年間予定表を送り、スケジュール調整できるようにしております。

また、取締役会、監査等委員会終了後業務執行の状況の詳細の意見交換できる場を設けてあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の企業統治体制に関しましては監査等委員会制度を採用しており、社外監査等委員が取締役会に出席し、社外取締役による経営に対する監視、業務執行の適正さの保持等を促進する体制を構築し運用しております。

業務運営上は、業務執行の意志決定機関である取締役会及び経営会議を中心に行っております。

この体制により当社では、適正なコーポレート・ガバナンスを確保できるものと考えております。

なお、当社における各機関の内容及び内部統制システムの整備状況は、下記のとおりであります。

（1）取締役会

取締役会は社長を議長として、業務執行取締役4名及び監査等委員である取締役4名の合計8名で構成され、定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を決定及び各取締役の業務執行の状況を監督を行います。

（2）監査等委員会

監査等委員会は社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名で構成されております。監査等委員は監査等委員会が定めた監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、意見表明を行うとともに、監査等委員会は内部統制システムを通じて適法性監査及び該当性監査を行います。さらに、監査等委員は会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行うとともに監査室からの報告を通じて適切な監査を行います。

（3）経営会議

経営会議は、常勤取締役、執行役員、部長から構成され、「経営会議運営規定」に基づき毎月、国内生産子会社の社長を含めて開催し、生産・販売・研究開発を中心とした意思決定と業務執行の迅速な対応を行います。

（4）内部監査体制

経営目的に照らして、経営及び業務内容の活動と制度を公正な立場で評価、指摘、指導する機能を持つ監査室を設けております。監査室は、年間内部監査計画に基づき業務監査を実施し、監査の結果は監査等委員会にも報告され、監査等委員監査との連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査を担うものに取り締めの議決権を付与することにより、監査機能をさらに強化するため、平成28年6月24日より監査等委員会設置会社へ移行し、さらなるコーポレートガバナンスの充実を図ってゆきます。

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限前に株主総会招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が参加できるよう、集中日を回避します。
その他	公共の場所を確保し、出席しやすい雰囲気作りを心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	決算短信、有価証券報告書及び適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRについては、総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

--	--

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限内に株主総会招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が参加できるよう、集中日を回避します。
その他	公共の場所を確保し、出席しやすい雰囲気作りを心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	決算短信、有価証券報告書及び適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に基づく環境保全活動について弊社ホームページにて開示しております。
その他	現在、当社には女性取締役はおりませんが、今後も性別に拘わらず人格、識見、能力にすぐれた人材を取締役として登用することを方針としております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の目指す企業像として「開かれた透明性のある企業」、「社会の負託に応えられる企業」、「働きがいのある企業」、「環境に配慮した企業」を経営理念の基、会社の業務の適性を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。

- 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」その他社内規程等に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
(2)法令、定款、社内規程等を遵守するため、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)は「取締役倫理規程」「社員倫理規程」「コンプライアンス基本規程」等を定め、取締役及び執行役員(以下「役員」という。)並びに従業員に周知徹底する。
(3)法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため「公益通報者保護規程」により通報窓口を設置し、通報者に不利益が及ばないよう運用する。
(4)当社代表取締役社長の直轄の監査室は、「内部統制計画書」に従って当社グループの監査を行う。
(5)反社会的勢力とは一切の関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
- 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」を策定し、当社グループにおける文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等を定める。
(2)情報システム管理については、「情報システム運用規程」を定め、情報システムを安全に維持・管理する。
(3)「電子メール及びインターネットに関するモニタリング規程」を策定し、役員及び従業員に周知、徹底する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)「危機(リスク)管理規程」を策定し、当社グループのリスク管理に関する対応方針・体制を定め、リスク管理体制を整備・構築する。
(2)事業上のリスクとして、製品リスク・信用リスク・市場関連リスク・事務リスク・システムリスク・情報関連リスク・自然災害リスク等を認識し、それぞれの担当部署において、教育・訓練の実施やマニュアルの作成・配布を行う。
(3)重大な損失の危険が発生した場合、社長を本部長とする対策本部を立上げ、対応策及び再発防止策の策定・実行を行う。
- 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)執行役員制度を導入し、定款において監査等委員である者を除く取締役は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内と定めている。取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監視を行う。職務の執行は執行役員(取締役兼務者を含む)が取締役会の決議に基づいて役割を分担し、効率的な業務執行を行う。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の目指す企業像として「開かれた透明性のある企業」、「社会の負託に応えられる企業」、「働きがいのある企業」、「環境に配慮した企業」を経営理念の基、会社の業務の適性を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」その他社内規程等に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2)法令、定款、社内規程等を遵守するため、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)は「取締役倫理規程」「社員倫理規程」「コンプライアンス基本規程」等を定め、取締役及び執行役員(以下「役員」という。)並びに従業員に周知徹底する。
- (3)法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため「公益通報者保護規程」により通報窓口を設置し、通報者に不利益が及ばないように運用する。
- (4)当社代表取締役社長の直轄の監査室は、「内部統制計画書」に従って当社グループの監査を行う。
- (5)反社会的勢力とは一切の関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」を策定し、当社グループにおける文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法を定める。
- (2)情報システム管理については、「情報システム運用規程」を定め、情報システムを安全に維持・管理する。
- (3)「電子メール及びインターネットに関するモニタリング規程」を策定し、役員及び従業員に周知、徹底する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)「危機(リスク)管理規程」を策定し、当社グループのリスク管理に関する対応方針・体制を定め、リスク管理体制を整備・構築する。
- (2)事業上のリスクとして、製品リスク・信用リスク・市場関連リスク・事務リスク・システムリスク・情報関連リスク・自然災害リスク等を認識し、それぞれの担当部署において、教育・訓練の実施やマニュアルの作成・配布を行う。
- (3)重大な損失の危険が発生した場合、社長を本部長とする対策本部を立上げ、対応策及び再発防止策の策定・実行を行う。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)執行役員制度を導入し、定款において監査等委員である者を除く取締役は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内と定めている。取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監視を行う。職務の執行は執行役員(取締役兼務者を含む)が取締役会の決議に基づいて役割を分担し、効率的な業務執行を行う。
- (2)「組織・職務分掌規程」を策定し、当社グループにおける部署及び役職の業務内容や権限・責任を定め、適切かつ効率的な意思決定と職務執行を確保する。
- (3)本部制を導入し、迅速な意思決定と組織の効率化を図る体制を構築する。
- (4)常勤取締役・執行役員で構成する役員連絡会を原則として週1回開催し、常に情報を共有することで効率的な職務の執行を行う。

5. 当社グループで構成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社の代表取締役は毎月、業務の執行状況及び月次業績を当社の代表取締役及び子会社担当部門長に報告するとともに主要子会社の代表取締役は経営会議に出席し当社の役職員と情報交換を行うものとする。
- (2)「関連会社業務執行確認規程」を策定し、損失の危険の管理を行うとともに、健全なる経営の継続的発展を図る。
- (3)グループ一体経営を推進するとの観点から、取締役等を派遣することで子会社の取締役会が迅速な意思決定を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- (4)取締役等を派遣することで、子会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法・会計基準その他関係する内外の法令に基づき、有効かつ適切に整備・運用する体制を構築する。
- (2)財務報告に係る内部統制が適正に機能することを、継続的に評価・維持・改善を行う。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である者を除く)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を選定する。
- (2)当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかる業務を優先することとし、当該業務に従事する期間中は、当該使用人への指揮命令権は監査等委員会に属するものとする。
- (3)当該使用人の異動・処遇・人事評価・懲戒等の人事事項については、監査等委員会と事前協議するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役等から報告を受けたものが監査等委員会に報告するための体制

- (1)当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。
- (2)監査等委員は、役員連絡会・経営会議やその他重要な会議に出席し、経営上の重要な情報の報告を受けるとともに、重要な議事録・稟議書等閲覧し、必要に応じて役員又は従業員にその説明を求めることができる。

9. 監査等委員会への報告者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)通報者は、「公益通報者保護規程」に基づき、監査等委員会に通報したことを理由として不利益が及ばない体制を確保する。
- (2)内部通報の通報状況については、速やかに監査等委員会に報告を行う。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査等委員会は、代表取締役に対し独立性を保ち、適正かつ効果的な監査を行える体制とする。
- (2)監査室は、監査の結果を適切な方法により監査等委員会に報告するものとする。
- (3)監査等委員会が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

11. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員の職務の執行について生じる費用について、会社は監査等委員の請求に従い速やかに当該費用の前払い又は償還をする事とする。
- (2) 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、又はその役割・責務に対する理解を深めるため必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本方針」に、「反社会的勢力とは一切の関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。」と定めています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料】コーポレート・ガバナンス体制の模式図は次の通りです。

